

新規就農者の増加及び経営安定のための 支援施策の状況

令和2年2月10日
農林水産省 経営局

目次

1. 農業就業者の現状

- (1) 基幹的農業従事者の高齢化・減少1
- (2) 新規就農者数の推移3

2. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～全体像～

.....4

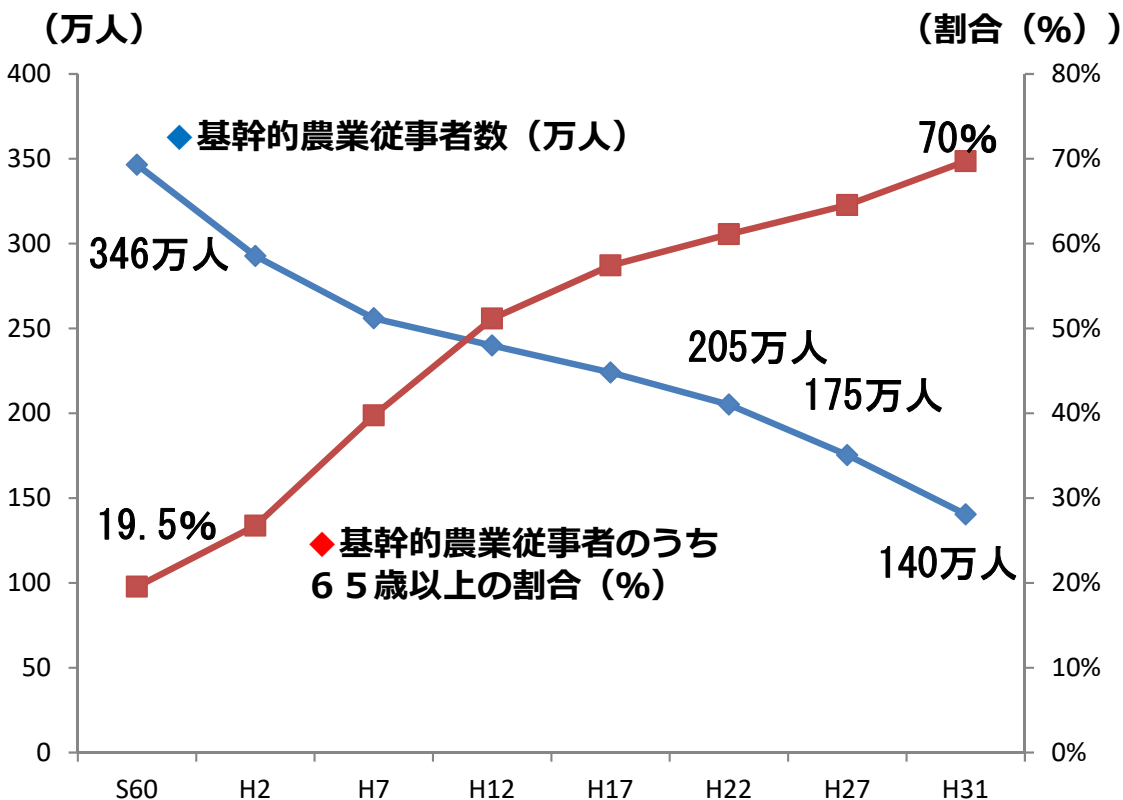
3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

- (1) 情報提供、マッチング支援5
- (2) 就農準備段階の支援7
- (3) 就農開始段階の支援9
- (4) 経営確立段階の支援12
- (5) 就農準備段階から経営確立段階の支援13

1. 農業就業者の現状 (1) 基幹的農業従事者の高齢化・減少

- 現在、我が国の基幹的農業従事者は、毎年6万人が減少(平成22年から平成27年の平均)し、65歳以上が70%、49歳以下が11%(39歳以下は5%)と著しくアンバランスな状況。
- 持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの新規就農を促進し、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要。

➤ 基幹的農業従事者の減少と高齢化が同時に進行

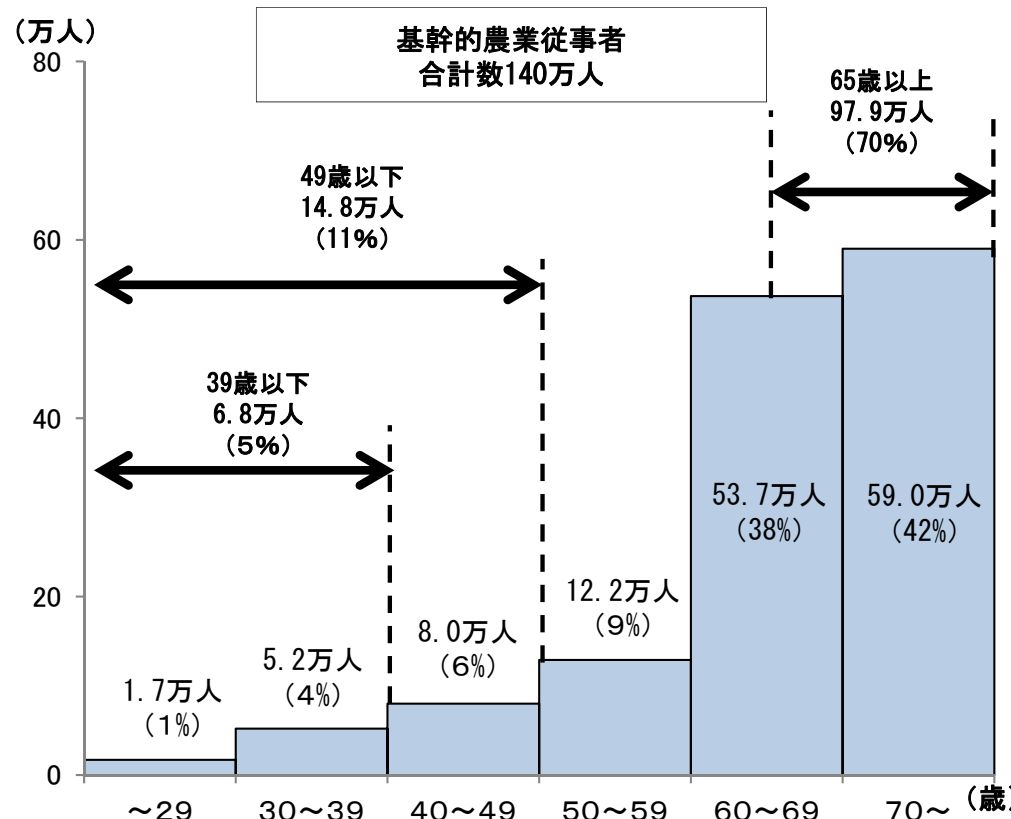


資料：農業センサス

農林水産省「平成31年農業構造動態調査(平成31年2月1日現在)」

定義：「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

年齢階層別基幹的農業従事者数(令和元年概数値)



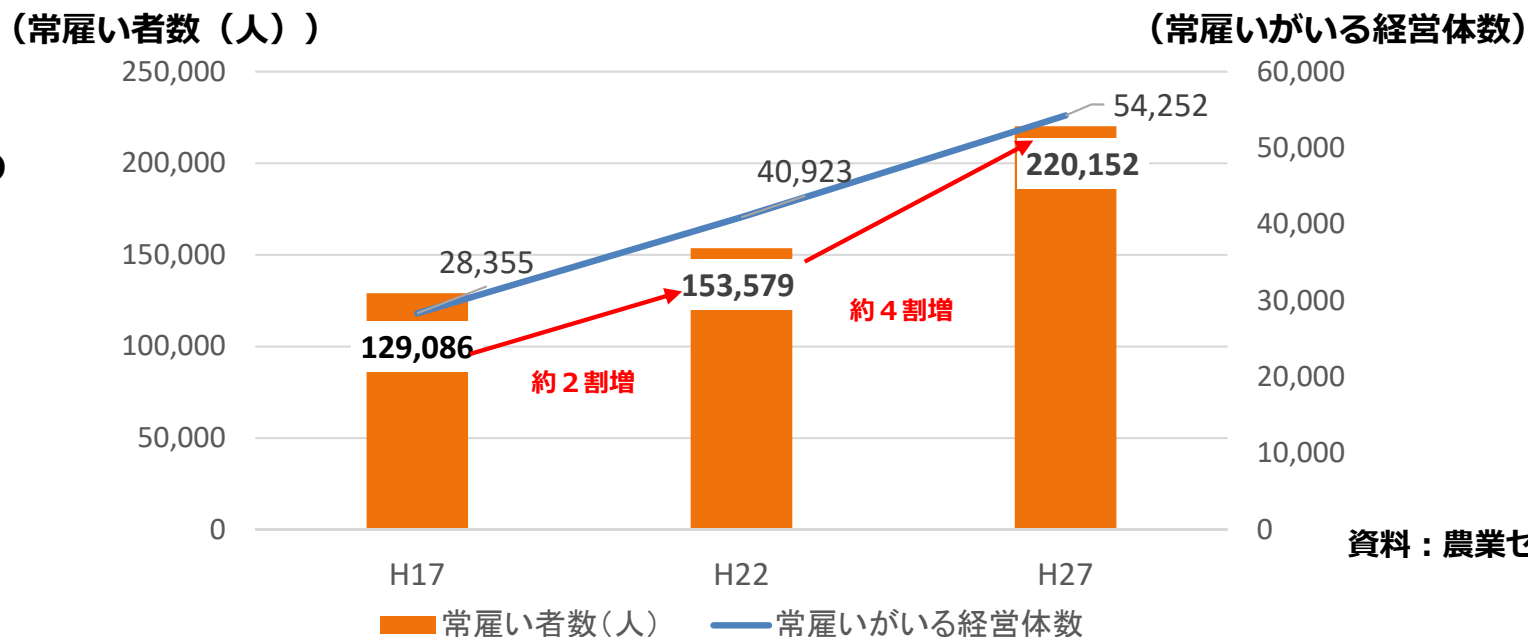
資料：農林水産省「平成31年農業構造動態調査(平成31年2月1日現在)」

定義：「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

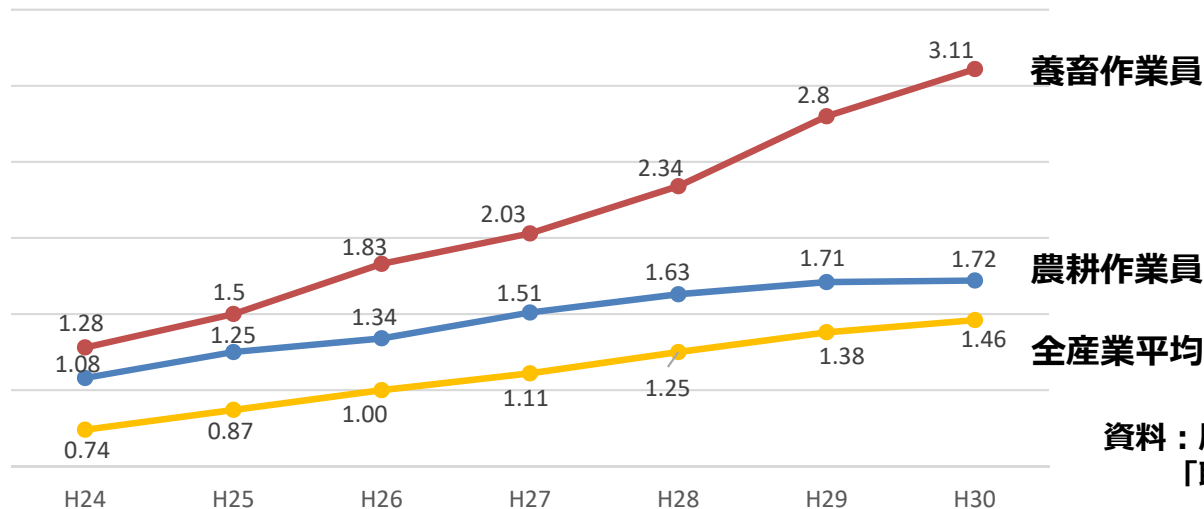
1. 農業就業者の現状 (1) 基幹的農業従事者の高齢化・減少

○ 農業者の減少、高齢化を背景に、経営規模の拡大等を積極的に行う農業者が増加。その結果、農業の雇用労働力はこの10年で1.7倍に増加しているが、近年は横ばいで推移。農畜産業の有効求人倍率は全産業平均を上回っており、必要な人材が不足。

➤ 常雇い者数は、この10年で1.7倍に

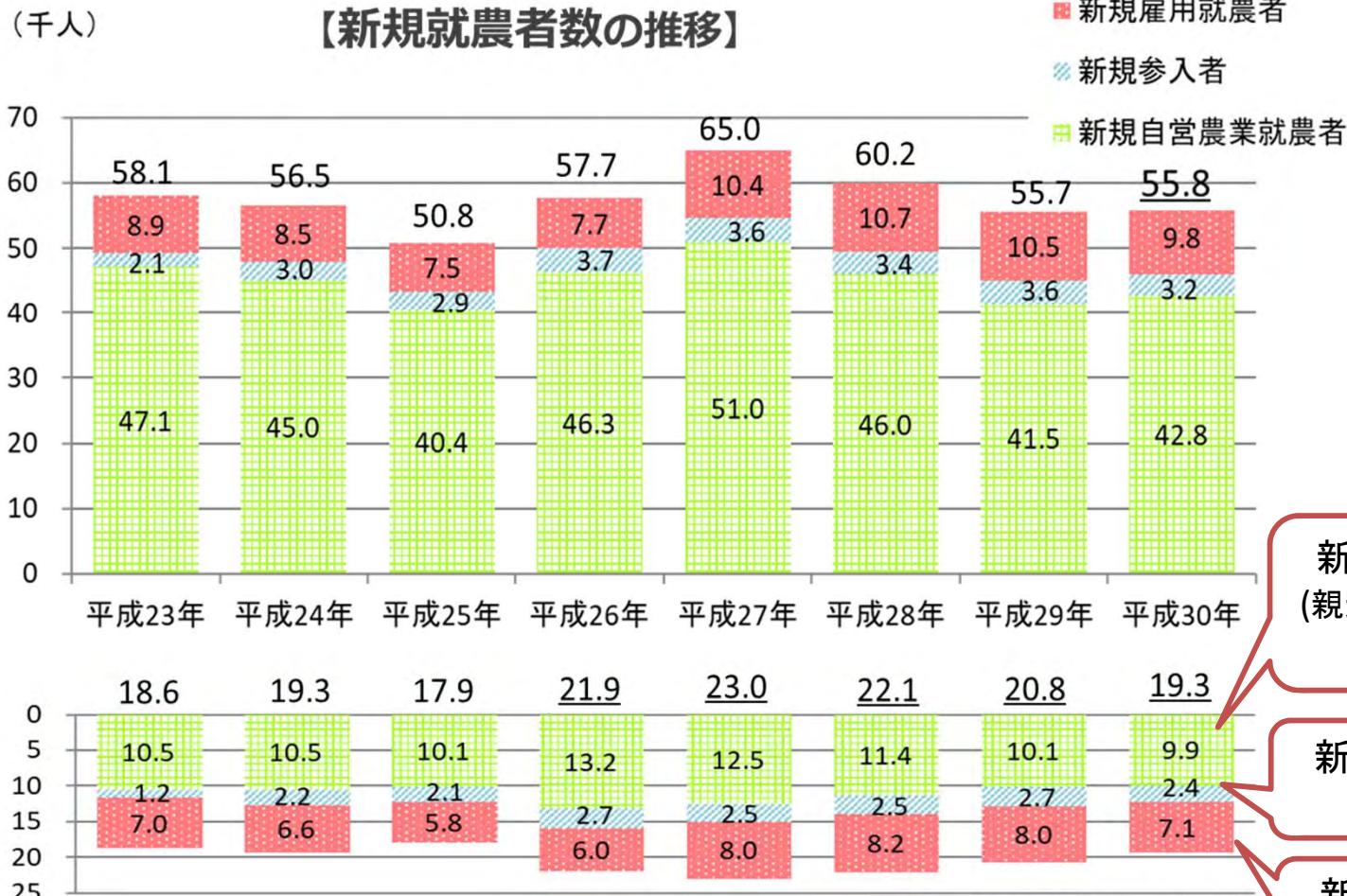


➤ 農畜産業分野の有効求人倍率は全産業平均を上回っている

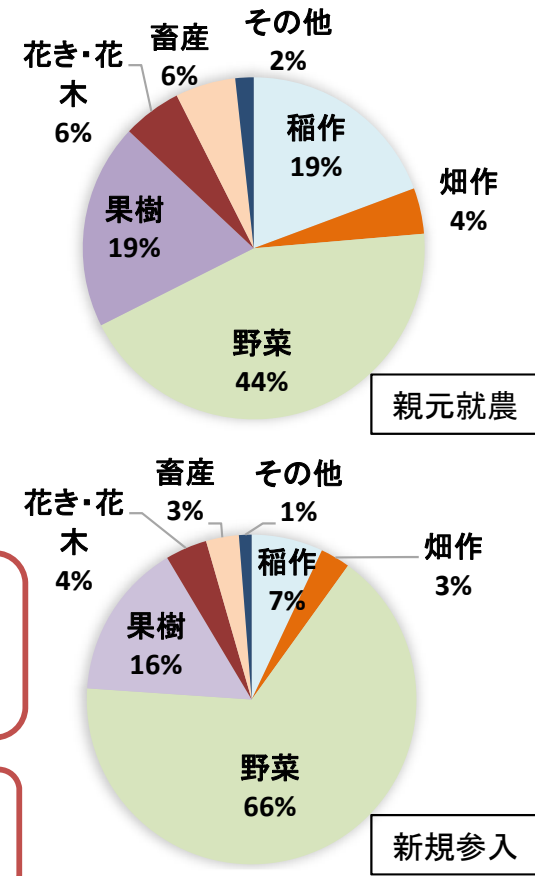


1. 農業就業者の現状 (2)新規就農者数の推移

- 平成30年新規就農者は約6万人であり、そのうち、将来の担い手として期待される49歳以下の若い就農者は、2万人前後で推移。
- 49歳以下は、新規雇用就農者が約4割を占め、そのうち非農家出身者が約8割と多い。
- 49歳以下の就農時の中心作目は、野菜、果樹の割合が高い。



49歳以下の就農時の中心作目



新規自営 (親元就農等) 51%

新規参入 12%

新規雇用 37%

資料：農林水産省「新規就農者調査」

資料：新規就農者の就農実態に関する調査結果 平成29年3月全国新規就農相談センター

2. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～全体像～

- 新規就農者の増加、地域への定着及び経営安定を促すため、(1)情報提供、マッチング、(2)就農準備、(3)就農開始、(4)経営確立の各段階において、様々な施策により支援。

就農・定着のステージ

(1) 情報提供・ マッチング等	(2) 就農準備	(3) 就農開始	(4) 経営確立
① 就農相談会の開催	① 農業教育機関の教育内容の充実	① 認定新規就農者制度	① 農業経営塾
② 新規就農相談窓口	② リカレント教育	② 青年等就農資金	② 農業経営相談所
③ 農業高校生等若者向け 出前授業	③ 農業次世代人材投資事業 (準備型)	③ 農業次世代人材投資事業 (経営開始型)	③ 農業経営アドバイザー 【日本政策金融公庫】
④ 農業就業体験	④ シニア世代研修	④ 農の雇用事業	
(5)① 農業現場における指導 (普及指導員・農業革新支援専門員【都道府県職員】 営農指導員【JA職員】 指導農業士【農業者】)			
(5)② 地域の新規就農サポート支援(受け入れ体制の整備、充実) ※農地中間管理機構をはじめとした地域の関係者による農地のあっせんを含む			

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(1) 情報提供、マッチング等

- 就農相談会の開催を含めた就農希望者に対する相談体制の整備を通じて円滑な就農を支援。

① 就農相談会の開催（新・農業人フェア）

- 【概要】 就農希望者の円滑な就農を促進するため、地方公共団体や農業法人等が直接、新規就農の実際の方法等に関する情報の提供と個別相談を実施。
- 【支援対象者】 新規就農希望者
- 【事業実施主体】 民間団体（補助率：定額）
- 【主な要件】 関係機関と連携し、適切に事業実施できる体制を整備できること
- 【予算】 地域の新規就農サポート事業
（令和2年度予算において2億円の内数を計上）



② 新規就農相談窓口

- 【概要】 就農希望者の円滑な就農を促進するため、全国及び都道府県段階で新規就農相談窓口を設置し、就農希望者が必要とする情報の提供や法人就農希望者とのマッチング、各種相談対応等を実施。
- 【支援対象者】 新規就農希望者
- 【事業実施主体】 全国農業会議所、都道府県農業会議、青年農業者等育成センター（補助率：定額）
- 【予算】 農業経営法人化支援総合事業
（令和2年度予算において6.3億円の内数を計上）

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(1) 情報提供、マッチング等

- 若者に職業としての農業の魅力を伝えるとともに、就農後のミスマッチの防止等のため、先進的な農業経営者等による出前授業や、農業就業体験の実施を支援。

③ 農業高校生等若者向け出前授業

- 【概要】 農業高校生等の若者に職業としての農業の魅力を伝えるため、先進的な農業経営者による出前事業や現地研修、若手農業者との交流会やセミナーの開催等を支援
- 【支援対象者】 農業高校生、大学生等の若者
- 【事業実施主体】 民間団体等(補助率:定額)
- 【主な要件】 農業関係者と教育関係者の双方が連携して取り組むこと
- 【予算】 農業経営確立支援事業
(令和2年度予算において4.2億円の内数を計上)



④ 農業就業体験 (農業インターンシップ)

- 【概要】 就農希望者が実際の就農に向けて、あらかじめ自らの農業適性を確認することにより、就農後の早期離農を防ぐため、短期間の農業就業体験の実施を支援。
- 【支援対象者】 新規就農希望者
- 【事業実施主体】 民間団体(補助率:定額)
- 【主な要件】 関係機関と連携し、適切に事業実施できる体制を整備できること
- 【予算】 地域の新規就農サポート事業
(令和2年度予算において2億円の内数を計上)

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(2) 就農準備段階の支援

- 新規就農や就農後の経営発展に必要となる農業技術・農業経営力の向上を支援するため、研修教育機関の教育内容の充実や、就農希望者や農業者に対するリカレント教育の実施を支援。

① 農業教育機関の教育内容の充実

- 【概要】 地域の中核的な農業教育機関である農業大学校等の教育内容の高度化に向けて、今後の農業経営に必要となるスマート農業、GAP等のカリキュラムの導入、講師の指導力強化のための研修の開催、研修施設の整備を支援。
- 【主な要件】 都道府県知事が認める地域の中核的な農業教育機関であること。
- 【事業実施主体】 都道府県、市町村、民間教育機関等
- 【研修受講者】 農業教育機関の学生、講師等
- 【予算】 農業経営確立支援事業(令和2年度予算において4.2億円の内数を計上)

② リカレント教育

- 【概要】 就職氷河期世代等の他産業からの就農促進に向けて、地域の農業教育機関等でのリカレント教育の実施やそのために必要となる研修施設の整備などを支援。
- 【主な要件】 農業分野のリカレント教育を実施する能力があること。
- 【事業実施主体】 都道府県、市町村、民間教育機関等
- 【研修受講者】 他産業に従事する社会人等
- 【予算】 新規就農支援緊急対策事業(令和元年度補正予算:63.8億円の内数)
農業経営確立支援事業(令和2年度予算において4.2億円の内数を計上)

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(2) 就農準備段階の支援

- 新規就農者の確保・育成・定着のため、49歳以下の新規就農者への就農準備段階における研修及び研修機関が行うシニア世代の研修を支援。

③ 農業次世代人材投資事業（準備型）

【概要】

就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し、資金を交付（最長2年間、最大150万円/年）

【支援対象者】 就農予定時に49歳以下の者

【予算】 農業次世代人材投資事業
（令和2年度予算において160億円を計上）

【主な要件】

- ・ 新規参入又は新規雇用就農、新規自営農業就農（5年以内の経営継承が条件）を目指すこと
- ・ 都道府県が認めた研修機関等で研修を行うこと
- ・ 交付期間の1.5倍（最低2年間以上）農業を継続すること
- ・ 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）の所得が600万円以下の者

④ シニア世代研修

【概要】

研修機関が50代の就農希望者に対して行う実践研修等を支援（最長1年間、最大120万円/年）

【支援対象者】

50～59歳の就農希望者へ実践研修等を行う研修機関

【予算】 新規就農支援緊急対策事業
（令和元年度補正予算：63.8億円の内数）

【主な要件】

- ・ 研修機関は、就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。
- ・ 研修生は、研修終了後1年以内に新規参入又は新規雇用就農、新規自営農業就農（5年以内の経営継承が条件）する意思があること。

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(3) 就農開始段階の支援

- 認定新規就農者は、地域の農業を担う者であり、農業施策を重点的に実施する対象者として、市町村が認定するもの。
- 認定基準は、就農計画が達成される見込みが確実であること等となっており、技能や能力を有しているかどうかで判断している。

① 認定新規就農者制度

- 【概要】** 将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、青年等就農計画（農業経営開始から5年後の目標等を記載）を市町村が認定。認定新規就農者については、青年等就農資金等の融資や農業次世代人材投資事業（経営開始型）等の対象となる。
- 【対象者】** 新たに農業経営を営もうとする青年等（農業経営を開始してから5年を経過しないものを含み、認定農業者を除く。）
（※）青年等とは、青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者が役員のおよ半を占める法人。
- 【認定基準】**
- ① 計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
 - ・ 基本構想では、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標を記載。
 - ② 計画が達成される見込みが確実であること
 - ・ これまでの研修経験、生産方式等の当該計画に掲げられた各事項間の整合性、農業労働力の確保の実現性等をもとに、その達成の確実性を総合的に審査。特に、これまでの研修経験等を踏まえ当該計画の生産方式に係る農業技術を習得しているかという観点で審査。当該青年等の指導等に当たっている農業者（指導農業士等）の意見を十分尊重。

平成30年度に認定された認定新規就農者

2. 3千経営体

（出典）農林水産省経営局就農・女性課調べ（平成31年3月末時点）

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(3) 就農開始段階の支援

- 青年等就農資金は、認定新規就農者向けの無利子資金により営農に必要な機械・施設の整備等を支援するもの。
- 融資機関は、計画が実行可能か等の金融審査を実施した上で融資している。

②青年等就農資金

- 【概要】** 無利子資金により、営農に必要な機械・施設の整備等を支援。借入限度額3,700万円(特認1億円)、償還期限17年以内(うち据置期間5年以内)、融資対象物件以外の担保・第三者保証人なしで貸付。
- 【主な要件】** 認定新規就農者であること
- 【支援対象者】** 認定新規就農者
- 【予算】** 令和2年度予算において2.9億円を計上、融資枠140億円
- 【融資審査】** 借入希望者は経営改善資金計画書等を作成し提出。市町村に設置されている**特別融資制度推進会議**(市町村、都道府県等の関係機関により構成)の認定を受けた上で、融資機関が融資の可否を判断。
＜融資審査の考え方＞
- ① 農業者の**経営能力及び研修実績等からみて、計画が適切であり、実行可能か**
 - ② 計画が実行されれば、どの程度収益が改善又は向上し、その結果、融資の返済が可能となるか
 - ③ 当該作目の被災、価格変動等のリスクに対して、農業共済及び収入保険に加入するなどの対応策が検討されているか

平成30年度 融資実績	青年等就農資金活用者	1経営体当たり融資額
	1.6千経営体	8百万円

(出典)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫調べ(平成30年度実績)

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(3) 就農開始段階の支援

- 青年新規就農者の確保・育成・定着のため、次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対する経営開始時の経営確立の支援や、農業法人等が行う49歳以下の新規雇用就農者への実践的な研修を支援。

③ 農業次世代人材投資事業（経営開始型）

【概要】

次世代を担う農業者となることを目指し、新規参入又は新規自営農業就農する認定新規就農者に対し、資金を交付（最長5年間、最大150万円/年）

【支援対象者】

就農時に49歳以下の者

【予算】 農業次世代人材投資事業

（令和2年度予算において160億円を計上）

【主な要件】

- ・ 新規参入者又は新規自営農業就農者であって認定新規就農者であること
- ・ 人・農地プランの中心経営体、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ・ 交付終了後、交付期間と同期間以上営農を継続すること
- ・ 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）の所得が600万円以下の者

④ 農の雇用事業

【概要】

雇用就農を促進するため、農業法人等が行う実践研修等を支援
（最長2年間、最大120万円/年）

【支援対象者】

49歳以下の新規雇用就農者へ0JT研修を行う農業法人等

【予算】 農の雇用事業

（令和2年度予算において46億円を計上）

【主な要件】

- ・ 正社員として雇用すること（期間の定めのない雇用契約）
- ・ 過去5年間に本事業の対象となった者の農業への定着率が1/2以上であること
- ・ 働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- ・ 新規採択者数が、従業員数に応じた上限の範囲内であること
（従業員数10人未満：上限なし、10～19人：2人まで、20人以上：1人まで）

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(4) 経営確立段階の支援

- 農業経営の法人化、規模拡大等の農業経営者の課題に対して、農業経営相談所がアドバイスをする取組を支援。
- 日本政策金融公庫が認定する税理士や金融機関職員等が、農業経営アドバイザーとして農業経営を支援。

① 農業経営塾

- 【概要】** 農業者が働きながら農業経営を学ぶ農業経営塾の立ち上げを平成29年度から令和元年度まで支援。現在、41都道府県で開講。
- 【事業実施主体】** 都道府県等
- 【研修受講者】** 農業者

② 農業経営相談所

- 【概要】** 都道府県段階に農業経営相談に関する体制を整備し、関係機関と連携して行う農業経営の法人化、規模拡大等に関する経営相談、経営診断や巡回指導などの取組を支援。
- 【事業実施主体】** 民間団体等
- 【支援対象者】** 農業経営者
- 【予算】** 農業経営者サポート事業(令和2年度予算において6.3億円の内数を計上)

③ 農業経営アドバイザー【日本政策金融公庫】

- 【概要】** 日本政策金融公庫が実施する研修を受講し、試験に合格した税理士、公認会計士、中小企業診断士、民間金融機関職員等を「農業経営アドバイザー」として認定。
- 【合格者数】** 全国で累計 5,483名(令和2年1月時点)
(民間金融機関等3,137名、税理士・中小企業診断士1,257名、普及指導員他684名、公庫職員405名)
- 【主な活動事例】** 農業経営者からの融資相談対応、経営診断の実施や経営改善計画など各種事業計画の作成支援
簿記記帳研修会・6次産業化研修会等各種研修会での講師
新規就農にあたっての相談対応、事業計画の作成支援、簿記記帳研修会 など

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(5) 就農準備段階から経営開始段階の支援

○ 農業現場において、新規就農者の技術・経営力の向上等に関する指導により、経営発展を支援。

① 農業現場における指導

普及指導員（都道府県職員）

- 【概要】** 都道府県（普及指導センター等）に設置し、農業者に直接接して技術・経営指導を実施。
（農業改良助長法）
- （普及指導員） 農業に関する技術及び経営の指導、産地・地域全体の合意形成や取組の支援などを通じ、現場での農政課題の解決を総合的に支援する役割を担う。
（全国で約7300人）※普及指導員資格試験合格前の実務経験中職員を含む。
- （農業革新支援専門員） 普及指導員のうち、より質の高い普及指導活動を展開するため配置され、普及活動の企画・立案・総括や様々な機関との連携を担う。（全国で約600人）
- 【主な要件】** 技術指導等の一定期間の実務経験を有する者が、国が実施する普及指導員資格試験に合格。
農業革新支援専門員は、普及指導員の中から高い専門性・経験を有する者を選定。
- 【新規就農者への支援】** 試験研究機関等と連携した、技術講習会の開催、現地指導、相談対応等。
- 【予算】** 協同農業普及事業交付金（令和2年度予算において24億円を計上）

営農指導員（農協職員）

- 【概要】** 農協が行う営農指導事業の主体となり、農業経営・技術や農畜産物販売の相談対応を行う農協職員（全国で約1万4千人）。
- 【新規就農者への支援】** 新規就農者（組合員）への農業経営・技術の向上に関する指導。

指導農業士（農業者）

- 【概要】** 都道府県知事が、優れた農業経営を行いつつ、新規就農者等の育成に指導的役割を果たしている農業者を認定（全国で約1万人）。
- 【新規就農者への支援】** 農業高校、農業大学校等の学生や新規就農希望者等の研修生の受入。
新規就農者への技術や経営に関する助言・指導。

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(5) 就農準備段階から経営開始段階の支援

- 青年新規就農者の確保・育成・定着のため、就農検討段階から農業への定着までを一貫してサポートする体制の構築支援を実施。

②地域の新規就農サポート支援（技術習得、農地の確保、地域社会への溶け込み等総合的な支援）

【概要】

地域において新規就農に関係する機関・団体等が連携して新規就農サポート体制を構築し、就農希望者を就農・定着に導くために以下の取組を支援。

- ・ 受入・研修プログラムの策定
- ・ 研修の実施
- ・ 生活・営農相談等の対応
- ・ 農地や農業機械等を斡旋・確保
- ・ 就農希望者に向けた情報発信強化 等

【支援対象者】

市町村、農業者、JA、農地バンク等により構成される協議会等

【主な要件】

地域における新規就農者サポート体制を構築する準備ができていいる又はできていることが確実な団体
市町村又は市町村と連携した団体 等

【予算】

地域の新規就農サポート事業
(令和2年度予算において2億円の内数を計上)

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(5) 就農準備段階から経営開始段階の支援

(農地中間管理機構(農地バンク)による農地の貸付けにおける新規就農者の取扱い)

【目的】(農地中間管理事業の推進に関する法律 第1条)

第一条 この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とする。

【貸付先の決定ルール】

1 借受希望者の募集【法律で義務付け】

2 応募者の中での優先順位付け【各農地バンクの事業規程で規定】

事業規程は、各農地バンクが知事の認可を受けて定めるものであり全国統一の内容ではないが、ほとんどが次の基本原則を規定。

- ・ 規模拡大又は分散錯圃の解消に資する
- ・ 既に効率的・安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさない
- ・ 新規参入者が効率的・安定的な農業経営を目指していけるようにする
- ・ 地域農業の発展に留意しつつ、公平・適正に調整する

※ 加えて、多くの農地バンクで、新規就農者に対して借受希望者の募集への応募を促す規定がある。

3 利害関係人の意見徴収と知事認可を経て、受け手に貸付け【法律で義務付け】

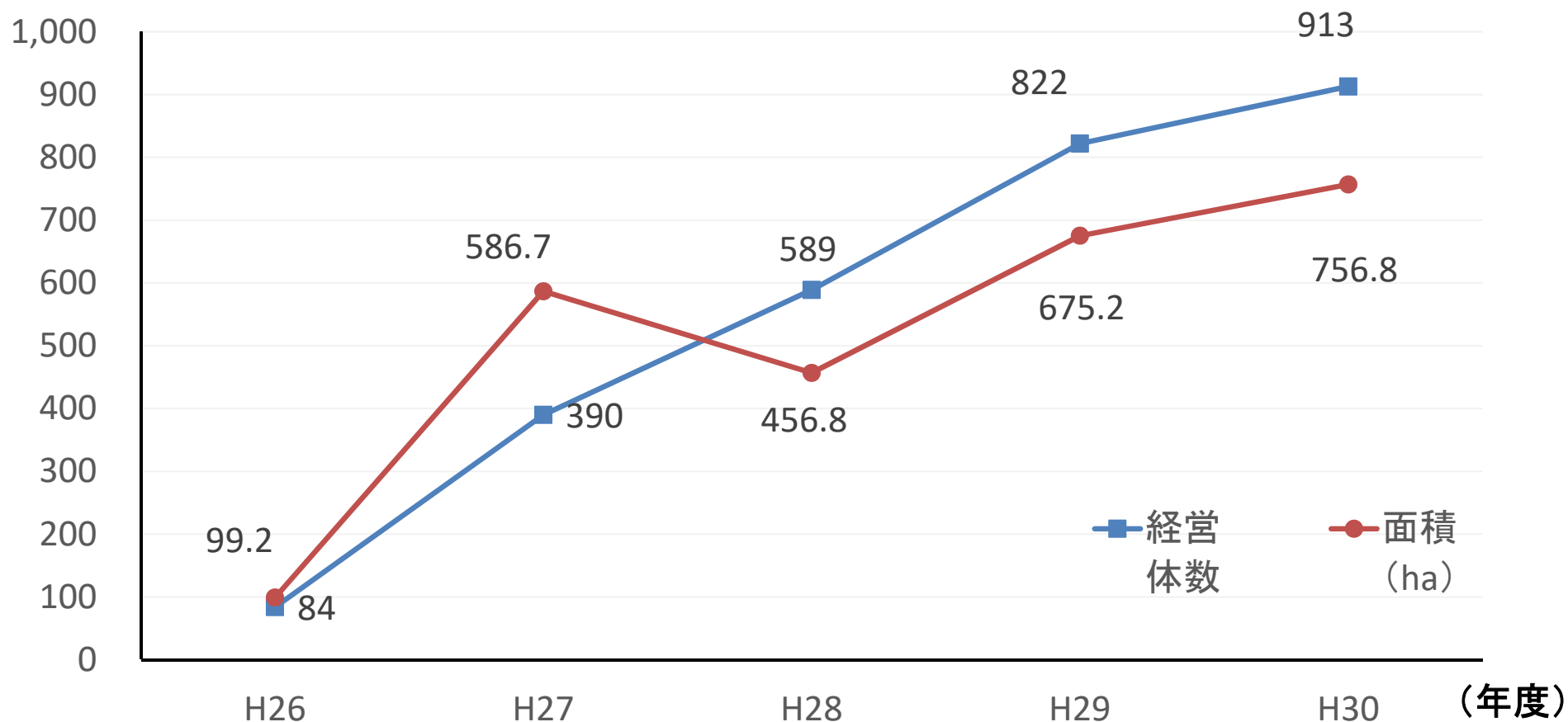
3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(5) 就農準備段階から経営開始段階の支援

(農地中間管理機構(農地バンク)による認定新規就農者への転貸の状況)

○ 農地バンクによる認定新規就農者への転貸実績(経営体数、面積)は増加傾向で推移。

(経営体、ha)



注1: 「認定新規就農者」には、就農後複数年経過後の者も含まれ、既に農地の権利を取得している者が規模拡大等により追加で農地の権利設定を受ける場合も含まれる。

注2: 数値は、各年度(毎年4月から翌年3月まで)における農地バンクによる転貸実績。

3. 新規就農者の増加及び経営安定のための支援施策 ～個別施策～

(5) 就農準備段階から経営開始段階の支援

(就農支援チームによる農地中間管理機構(農地バンク)を活用した新規就農者への農地集積・集約)

ポイント

関係機関と農業者団体による高山市就農支援協議会の支援チームが、基盤整備事業を契機に農地バンクの活用により新規就農者へ農地を転貸し、農地集積・集約化を実施

概要

- 岐阜県、高山市、農地バンク、農業委員会、JAに加えて、農業者である指導農業士会、認定農業者連絡協議会等様々な組織が連携して高山市就農支援協議会を構成。
 - 新規就農者モデル団地化構想(2団地:法力中根団地、坪野団地)を策定し、団地内では新規就農者への転貸に繋げることを農地の出し手を含めて地域内で合意。
 - 町方上野地区を最適化推進委員と農地バンクとの連携モデル地区に指定し、併せて取組を推進。
 - 新規就農者の確保に向けては、就農フェアも活用しつつ、面談、就農体験、短期研修、長期研修という長期のステップを踏むことで受け入れ先とマッチング、農業経営や農業機械等に関する研修の実施、農政部門だけでなく生活面での支援の充実等、関係機関一丸となってサポート。
 - 県営基盤整備事業を組み合わせることで新規就農者のための優良農地を確保。
現在、3団地で計21経営体26名が新規就農。
- ※ 岐阜県農畜産公社(農地バンク)は担い手部門と一体となった組織のため、農地だけでなく就農支援等も実施。



農地バンク活用前後の変化
(町方上野団地、法力中根団地、坪野団地)

- ・地区内農地面積: 71.3 ha
- ・新規就農者: 21経営体(26名)
- ・新規就農者経営面積: 15.2ha
(うち農地バンク転貸面積: 10.4 ha)